

島田市子ども読書活動推進計画

— 第三次計画 —

～読書で 豊かな心を持った子どもを 育てよう～

島田市
緑茶化
計画

平成 29 年 3 月

島田市教育委員会

はじめに

平成 19 年に策定された島田市子ども読書活動推進計画は、平成 24 年に見直され二次計画が策定されています。これまで、これらの計画に基づいて、「島田市子ども読書 100 選」が決定されたり、学校司書（支援員）が全校配置されたりしてきました。また、乳幼児期の「おはなし」との出会いを充実させる取組や読み聞かせボランティアも定着してきました。

中でも、学校司書を全校に配置したことにより、市立図書館との連携が進み、図書の更新や授業に活用する図書の準備など、子どもたちにとっての読書環境の改善が進み、子どもの学校図書館利用が増えています。学校によっては、部屋のレイアウトを変え、子どもたちの活用しやすい学校図書館が作られています。

また、静岡福祉大学と連携協定を結び、触る絵本をはじめとした多様な図書の活用が可能になったことで、障害をもった方だけでなく、多くの方々の読書を支援する市立図書館としての機能が充実しました。

計画に記載されていなかったものの、川根図書館の新設も読書環境の充実につながりました。川根小学校との併設と市街地に建設したことにより、利便性が大きく改善し、児童の利用が増加しただけでなく、親子で利用する市民も増加しています。

しかしながら、課題も存在しています。社会情勢の変化は激しく、スマートフォンに代表される電子機器から簡単に情報を得ることができるため、本離れが進んでいると言われます。また、家庭内読書環境の格差による「読書する子」と「しない子」の二極化も課題となっています。

言うまでもなく、読書は、子どもが言葉を学び、表現力や想像力を高め、多くの知識を得ることができる、豊かな人生にとって欠くことのできないものです。そのため、市民一人一人が、長く読書に親しみ続けることのできる読書環境を作ることが大切です。

そこで、島田市教育委員会では、「豊かな心をもった子どもを育てる」ことを目指し、「島田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）」を策定し、具体的な施策を地域総ぐるみで推進していきます。

平成 29 年 3 月

島田市教育委員会
教育長 濱田 和彦

目 次

第 1 章 島田市子ども読書活動推進計画（二次計画）の取組と成果	1
1 二次計画の成果	1
2 課題	3
第 2 章 三次計画の基本的な考え方	4
1 読書の大切さ	4
2 計画の目的	4
3 計画の基本方針	
(1) 「本に出会い、本を知る」乳幼児期	5
(2) 「本に親しみ、本を活かす」就学期	5
(3) 「本と生き、本を伝える」成人期	5
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	6
第 3 章 三次計画における施策	7
1 家庭における子どもの読書活動の推進	7
(1) 保護者の理解促進のための情報提供や学習会の開催	7
(2) 家庭での読書活動への支援	8
2 地域における子どもの読書活動の推進	9
(1) 地域施設における図書コーナーの整備と充実	9
3 園・学校における子どもの読書活動の推進	11
(1) 幼稚園や保育園等における子どもの読書活動の推進	11
(2) 学校における子どもの読書活動の推進	12
① 読書活動の充実	12
② 学校図書館活動を推進・支援する人的な体制の充実	14
③ 学校図書館環境の充実	16
4 市立図書館における子どもの読書活動の推進	17
(1) 市立図書館の整備と機能の充実	17
(2) 学校図書館や幼稚園・保育園、公民館等との連携	19
取組成果	22
島田市子ども読書活動推進計画の体系	23
用語集	24
参考資料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	26
島田市子ども読書活動推進委員会	28

第1章 島田市子ども読書活動推進計画（二次計画）の取組と成果

※成果一覧は、21ページを参照ください。

1 二次計画の成果

島田市子ども読書活動推進計画(二次計画)策定後の取組と成果として、次のようなことが挙げられます。

家庭における子どもの読書活動の推進

- ・ブックスタート事業及びキッズブック事業を継続実施することにより、市内のすべての親子に、絵本と出会う機会を提供することができました。
- ・「初めての赤ちゃんをもつ親の講座」や「子育て広場」などの参加者に、親子がふれあう手段の一つとして読み聞かせの大切さを伝えてきたことで、乳児期から絵本に触れさせたり、読み聞かせをしたりすることの大切さに気づく大人が増えました。
- ・家庭教育講座の開催により、親子で本を楽しむ時間を積極的につくろうとする保護者や、本の選び方などに興味や関心を持つ大人が増えました。

地域における子どもの読書活動の推進

- ・地域でのおはなし会の開催が定着し、参加する親子が増えました。
- ・地域の読み聞かせボランティアや保護者を対象に、専門講師による読書活動に関する講演会を行い、読書活動の推進に繋がりました。
- ・民間の移動図書館を利用することで、図書館や本に興味・関心がなかった親子にも、気軽に絵本に触れ合える場を提供することができました。
- ・地域の民話や昔話の良さを講座やボランティアが集まる場で伝えてきたことで、昔話や民話の語りに挑戦するなど読み聞かせボランティアの意識が広がりました。

園・学校における子どもの読書活動の推進

- ・保育園で、読み聞かせボランティアによる絵本や紙芝居、ペープサート（紙人形劇）活動を実施し、読書活動が活発化しました。
- ・図書標準を達成している学校数が増えました。
- ・教職員、学校司書、ボランティア、公立図書館職員が連携し、学校図書館をリニューアルする等、明るく利用しやすい環境が整いました。
- ・学校図書館を活用した授業の取組が増えました。
- ・市立図書館との連携が進み、団体貸出数が増えました。
- ・平成26年度から配置した学校司書(※1)10人が、全校に配置（1人

2校もしくは3校兼務)されたことにより、環境整備が進んだことに加え、レファレンスへの対応も充実してきました。また、学校図書館に人がいることで、子どもたちの心の居場所づくりができました。

家庭、地域、園・学校をつなぐ子どもの読書活動の推進

- ・ 静岡県子ども読書アドバイザーの養成を進めてきたことにより、その方達が地域のボランティアリーダーや学校司書として活躍したり、地域や学校、家庭との本の架け橋を推進したりする人材が増えました。

市立図書館における子どもの読書活動の推進

- ・ 児童書の予算枠を増やしたことにより、12歳以下の子ども1人当たりの児童図書蔵書冊数が増加し、子どもの読書活動が活発になりました。
- ・ 子ども個人だけでなく、学校への団体貸出や読み聞かせボランティアの利用が増えたことにより、児童図書の年間貸出冊数が増加しました。
- ・ 市立図書館利用について、学校との連携を働きかけたことにより、子どもへの図書館カード発行数が増加しました。
- ・ 平成28年11月から、六合公民館、初倉地域総合センターに加え、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンターでの予約図書の受け取りと返却が可能となり、利便性が向上したことから、子どもたちが市立図書館の本に触れる機会が増えました。
- ・ 平成24年度の読書通帳機導入により、図書館で本を借りて読むことを楽しむ子どもが増えました。
- ・ 「ほんのむしカード」、「ぬいぐるみの図書館おとまり会」、「図書館福袋&おみくじ」など子どもが本に興味を抱く企画を実施したことで、図書館に来館する親子の数が増えました。
- ・ 川根図書館は、川根小学校図書館と併設したため、小学生の利用が大幅に増加しました。
- ・ 平成23年度から、図書館職員による学校図書館支援チームが市内小中学校に出向き、学校図書館整備を支援しました。
- ・ 平成26年度には全校配置された学校司書による授業の具体的・重点的支援を実施したことにより、学習に図書館資料を活用する子どもが増えました。
- ・ 静岡福祉大学と相互協力協定を結び、多様な図書の活用が可能になったことで、子どもや障害者の読書活動を支援する機能が充実しました。

2 課題

二次計画の達成に向けて取り組んできた結果、多くの成果を収めることができた一方、「家庭」「地域」「園・学校」および「図書館」における子どもの読書活動について、以下のような今後一層取り組むべき課題が顕在化してきました。

- ・保護者の読書に対する関心度の向上
- ・家庭内読書環境の格差による「読書する子」と「しない子」の二極化への対応
- ・PC、ゲーム機などデジタル機材があふれた環境下での子どもの読書離れへの対応
- ・学校図書館への人的配置や資料の充実
- ・子どもの読書活動を支える成人の読書環境改善
- ・読書冊数の数値目標達成といった結果だけにとらわれず、一冊の本を深く読み、自ら本に手を伸ばそうとする子どもの育成に配慮した推進計画の改善

第三次計画においては、今後こうした諸課題に対して重点的に取り組んでいかななくてはなりません。

第2章 三次計画の基本的な考え方

1 読書の大切さ

読書は、子どもが言葉を学び、想像力を養い、感性を磨き、表現力を高めるとともに、人生をより深く生きる力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。また、読書は自ら学ぶ喜びを味わう体験の基盤にもなります。

本の世界で多くの人やものと出会い、間接体験を通して生き方を学んでいくことは、実生活で起きる様々な問題にも柔軟に対応できる広い心を育てます。

こうしたことから、子どもたちがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境を整備することが大切です。

2 計画の目的

「島田市の教育」の基本方針に「子どもたちの豊かな心を育てる」ことが掲げられています。また、市教育委員会では、平成19年3月に「島田市子ども読書活動推進計画」、さらに平成24年3月に「島田市子ども読書活動推進計画（第二次計画）」を策定し、子どもたちの豊かな心を育てる取組を重ねてきました。

しかし、その間、家族形態の多様化やIT機器の普及など、社会情勢や子どもを取り巻く環境は大きく様変わりしています。こうした時代や環境の変化を踏まえ、市教育委員会では「読書で豊かな心を持った子どもを育てる」ことを目指し、新たに「島田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）」を策定します。

3 計画の基本方針

子どもたちが自主的に読書活動を行い、読書を楽しむ習慣が身につくよう、「読書環境の整備」「読書機会の提供」「読書人口の拡大」等の施策を、家庭、地域、園、学校、図書館など、様々な場で実施していきます。

読書活動推進策を効果的かつ適切に講じるためには、子どもの成長発達段階に応じた取組を行うことが重要です。また、子どもたちだけでなく、市民一人一人が各世代にわたり、長く読書に親しみ続けることができる環境づくりも大切です。

本計画では、乳幼児期・就学期・成人期の3つの時期に分け、各々の段階における基本方針を次のとおり定めました。

(1)「本に出会い、本を知る」乳幼児期

乳幼児期は、子どもの著しい発達が見られる時期です。絵本や「おはなし」との出会いは、子どもの豊かな心の発達・成長に欠くことができないばかりか、読書を身近に感じるきっかけとして大きな意味をもちます。読書習慣は、本の楽しさを子どもと保護者が分かち合うところから始まります。

- 親子のふれあいを重視し、本や「おはなし」と出会う場の提供に努めます。
- 幼稚園、保育園、地域子育て支援センター等において読書活動の支援と啓発に努めます。
- 市立図書館や児童センター、公民館等の身近な施設の読書環境の整備・充実に努めます。

(2)「本に親しみ、本を活かす」就学期

就学期は、子どもの興味・関心が多方面に広がる一方で、特定の分野に興味が集団・深化する傾向も見られます。より自主的な読書活動が展開されるとともに読書傾向の個性化が顕著になってきます。また、自らの学習に図書資料を活用する機会が多くなり、本を活かすことの価値に気づいていきます。就学期における読書は、豊かな心の醸成にとどまらず、確かな学力の育成を含め、まさに「生きる力」の育成につながっていきます。

- 学校における読書活動の充実に図る取組を広く支援します。
- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能充実に向け、図書資料や設備の充実に図るとともに図書ボランティアの導入を積極的に進めます。
- 市立図書館による学校への支援や、学校図書館相互の資料貸借が可能になるような環境整備に努めます。
- 市立図書館や公民館等における子どもおよび保護者向けの読書活動推進企画の充実に図ります。
- デジタル機器の有効性を吟味し、子どもたちが日常生活でデジタル機器と本の利点をうまく使い分けられるよう指導していきます。

(3)「本と生き、本を伝える」成人期

普段の生活の中でも、私たちは様々な疑問や課題に直面することがあります。読書はこれらを解決する有力な手段の1つです。成人してからも生涯にわたって本を傍らに置いて人生を歩むこと、そしてその姿を次世代の子どもたちに伝えていくことが、成人期には望まれます。

- 家庭、地域、園、学校、図書館等が連携・協力して読書環境の整備に努めます。

- 家族読書など家庭での読書活動を推進します。
- 地域における読書推進活動への市民参加を働きかけます。

4 計画の位置づけ

「島田市子ども読書活動推進計画（第三次計画）」は、子ども読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」と「静岡県子ども読書活動推進計画（第二次中期計画）」に沿って策定するものです。また、本計画は「島田市総合計画」にも位置付けられています。

5 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。

第3章 三次計画における施策

1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣は、乳幼児期から日常の家庭生活の中で形成されていきます。したがって、読書が生活の中に取り入れられ、子どもにとって好ましい読書環境が継続されるよう、保護者が配慮していくことが大切です。

家庭においては、読書をする環境づくりに努めるとともに、子どもの発達に応じた読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、また図書館やおはなし会などに出向いたりするなど、子どもが本に親しむきっかけをつくり、読書に対する興味や関心を引き出すことが望まれます。

こうしたことから、家庭教育支援を通して、読書活動の浸透を図るとともに、子どもの発達段階に応じた継続性のある読書活動を推進します。

(1) 保護者の理解促進のための情報提供や学習会の開催

【現状】

- 小学校就学前の全保護者を対象とした「親学講座」や3歳児健診時に配付する「3さいっこがんばりノート」等の機会を利用し、親子のふれあいを重視した家庭での読書の大切さを伝えていきます。
- 市内7社会教育施設を利用し、読み聞かせボランティア(※2)によるおはなし会を開催しています。絵本や紙芝居だけでなく、ペープサート(※3)やパネルシアター(※4)、わらべうた、手遊びなどを親子で楽しんだり、参加者同士で仲間を作ったりする場としても利用されています。
- 家庭教育学級(※5)では、読書についての学習会を年1回開催し、親子読書等家庭での読書活動の推進に努めています。
- 静岡県子ども読書アドバイザーを活用し、読み聞かせボランティアのスキルアップ研修会を開催することで、ボランティアの育成と資質の向上を図り、読書活動の推進に努めています。

【課題】

- 保護者に対しては広報紙やホームページ、子育て支援サイトなどを活用した情報発信による意識啓発も必要です。
- 各家庭における読書環境の格差に対し、学校や図書館等と連携するなど、よりきめ細やかな対応が求められています。

施 策

■ 保護者への情報提供

- 広報紙やホームページなどを活用し、子どもの年齢にあった良い本の情報や読書に関連したイベント情報の発信を行います。

- 親学リーフレット「3さいっこがんばりノート」「親学ノート」の配付や家庭教育講座、家庭教育学級などを通して、家庭での読み聞かせや読書の重要性について伝えていきます。

■ 学習会や講座の開催

- 保護者や読み聞かせボランティア等を対象に、読み聞かせや読書の重要性を学ぶ学習会等を行い、保護者や読み聞かせボランティアの意識向上を図ります。
- 家庭教育講座などの学習会を通して、子ども読書活動の重要性や読み聞かせなどの方法について保護者へ周知します。

(2) 家庭での読書活動への支援

【現状】

- テレビ、ゲーム機、PC、スマートフォンなど様々な情報媒体の普及は、子どもの生活を大きく変えました。画面を通じた情報の氾濫は、読書する時間を圧迫し、子どもが読書活動から離れる原因の一つとなっています。さらに、習い事や塾、部活動等による余暇時間の減少も子どもの読書習慣の形成に大きな影響を与えています
- 個人の価値観や労働環境の変化に伴う家庭生活の多様化は、家族団らんの時間、または親子読書等家庭での読書や大人による読み聞かせの減少を生み出す一因となっています。

【課題】

- 家庭での親子のコミュニケーション促進や読書の時間の確保が課題です。

施 策

■ 家庭での読書活動の推進

- おはなし会への参加を呼びかけ、親子で本に出会い、本に親しめるよう支援します。
- 大人も本を楽しみ、家族団らんの中で家庭での「読書の時間」がもてるように読書活動を推進します。
- 子どもが読書に親しむきっかけを増やすため、園や学校の読書推進活動を支援します。
- 家庭の日を利用して、次のような「家庭読書」への取組を呼びかけます。
 - ・ 家族全員で読書をする時間を作る。
 - ・ 子どもが読書をしているときには、保護者もテレビを消して、本や新聞を読むよう心がける。
 - ・ 保護者が読書する姿を子どもに見せ、子どもが手に取りやすい場所に本を置く。

- ・図書館、公民館、児童センター、子育て支援センター、書店などに子どもと一緒に本の楽しさを探しに出掛ける。

2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付けていくためには、身近なところに読書のできる環境が整備されていることが何よりも重要です。

公民館・児童センター・地域子育て支援センター・放課後児童クラブ等は、子どもが本と出会い、読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を担う場所として機能しています。

また、各地域のコミュニティー組織や読書活動推進団体、青少年健全育成組織なども、子どもの読書に関する理解や関心を深め、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの読書活動を推進する上で大きな役割が期待されています。

(1) 地域施設における図書コーナーの整備と充実

【現状】

- 子どもが身近なところで本と出会えるように、市立図書館では地域館として六合公民館、初倉地域総合センター、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンター、初倉西部ふれあいセンターの各施設に図書コーナーを設けており、全体で 24,639 冊の児童書を所蔵しています。また、図書資料の貸出も行われており、図書館システムが導入されている初倉地域総合センター及び六合公民館における平成 27 年度の貸出冊数は、それぞれ 7,556 冊、9,241 冊でした。平成 28 年 11 月からは、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンターにも図書館システムを導入し貸出サービスを向上させました。
- 伊久身農村環境改善センター、川根児童館、地域子育て支援センターでも児童書を所蔵しています。
- 放課後の適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブにおいても、子どものための本を備えて、本に触れる機会を用意しています。
- 各施設では、様々な行事の中におはなし会を取り入れ、読み聞かせや紙芝居などを行い、乳幼児期に本と出会う機会の提供に努めています。
- 平成 16 年度から、読み聞かせボランティアを募り、その育成に努めています。現在ではそれぞれが自主的な読書活動を展開しており、

公民館、児童センター、地域子育て支援センター等はその活動拠点となっています。

【課題】

- 子どもにとって身近に読書環境が整っていることが重要であることから、地域館や社会教育施設等の蔵書を充実させることが必要です。
- 各施設の職員は、子どもと本を結びつける重要な役割を担っているため、子どもたちの読書ニーズに応じていくことが求められますが、その研修の機会を確保できていないことが課題となっています。

施 策

■ 図書コーナーの整備と図書資料の充実

- 児童センターや地域子育て支援センター等においては、書架スペースが限られているため、子どものニーズに合った図書資料を厳選するとともに、寄贈資料や市立図書館資料の受け入れを積極的に行うことで、子どものための図書資料の充実に努めます。
- 子どもたちが放課後の時間を過ごす放課後児童クラブには、本を身近に置くように働きかけます。

■ 施設職員の研修機会の創出

- 地域における施設の職員が、子どもに様々な読書活動の機会を企画・提供するために、研修機会を確保できるよう支援します。
- 各施設において、職員同士が子どもの読書活動の推進について情報交換する機会を設けるよう働きかけます。

■ 読み聞かせやおはなし会の実施

- 各施設が独自に企画する子どもを対象とした行事の中に、今後も読み聞かせやおはなし会を意図的に取り入れていきます。また、妊娠中の母とその家族を対象とした行事では、胎児期からの読み聞かせの重要性を伝えていきます。
- 公民館は、読み聞かせボランティアの活動拠点としての利用を促進し、子どもたちに本の楽しさや魅力を伝え、本と親しむための活動の場となるよう努めます。

■ ボランティアの育成

- ボランティアを育成していくために、関係機関は講習会や研修会の充実に努めます。
- 島田の民話や昔話を取り入れるなど、郷土愛を育む活動のできる読み聞かせボランティアの育成に努めます。

■ ボランティアの活用

- 公民館では、中学生、高校生のボランティアを積極的に受け入れます。
- 県子ども読書アドバイザーの活用を進めます。

■ 市立図書館との連携

- 公民館等と市立図書館が連携し、図書館職員による子どもの興味に合わせた本の入替えを継続するなど、子ども読書活動の推進に努めます。
- 市立図書館が発信しているおすすめ本やイベントに関する情報を公民館利用者や児童センター、地域子育て支援センター、放課後児童クラブなどに提供します。

3 園・学校における子どもの読書活動の推進

幼稚園、保育園等では、子どもの発達段階を十分に踏まえた読書活動計画の作成や全職員で取り組む体制づくりが重要となります。そのためには、職員が一体となって子どもの読書習慣の形成に対する理解を深めていくことが必要です。

学校では、子どもの豊かな心を育て、好ましい読書習慣を形成し、確かな学力等を育む上で、学校図書館が大きな役割を担っています。

創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こすとともに豊かな心を育む「読書センター」としての機能、子どもの自発的、主体的な学習活動を支援し、授業内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」としての機能、及び情報ニーズに対応し、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」としての機能の整備を進め、これを利活用していくことが重要です。

そのためには、校長のリーダーシップの下での、組織的、計画的な図書館運営や司書教諭や学校図書館担当者を中心とした教職員間、または学校司書やボランティア等と連携した読書活動を進めていくことが必要です。

(1) 幼稚園や保育園等における子どもの読書活動の推進

【現状】

- 幼稚園、保育園等では、子どもの発達段階に応じて教育計画や保育計画が作成され、読書活動が計画の中に位置付けられています。
- 幼稚園、保育園等では、教育活動、保育活動の一環として読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等、多様な読書活動が日常的に行われています。
- 市内全幼稚園で 16,069 冊、市内全保育園で 24,613 冊、こども発達支援センター（※6）で 160 冊の児童書を所蔵しています。

【課題】

- 幼稚園、保育園等の事業計画には読書活動が重要な施策として位置

付けられていますが、読書活動に関する職員研修が少ないことが課題となっています。

施 策

■ 図書資料・コーナーの充実

- 幼稚園、保育園等に対して、単に蔵書数を増やすだけでなく、子どもの発達段階に応じた興味に沿う図書資料の充実を奨励します。
- 読書活動の中核である各園の図書コーナーがより本の読みやすい場となるよう、その整備を促します。

■ 職員等に対する研修の充実

- 子どもの発達段階に合わせた選書をするための知識や情報収集力を養うとともに、読書活動に関する技能の向上を図るため、職員を対象に、専門講師による読書活動に関する研修を行います。

■ 関係機関との連携の促進

- 学校、市立図書館等との連携を密にするとともに、読み聞かせボランティアグループとの連携を一層深め、読書活動を充実させます。

■ 読書活動の工夫

- 幼稚園、保育園等においては、乳幼児期における読書活動は、人との温かなふれあいを基盤に視覚や聴覚を通して様々に取り込まれることが大切であることを念頭に置き、読み聞かせやパネルシアター、エプロンシアターなど、多様な読書活動が展開されるよう支援します。
- 子どもの読書活動への興味や関心を高めるとともに、読書意欲を引き出すため、「島田市子ども読書 100 選（※7）」の推奨など、幅広い分野の選書に努めます。

■ 障害のある子どもに対する読書活動の支援

- 「こども発達支援センター」では、読書活動を展開していくためにその障害の特性に応じた蔵書の充実をしていきます。
- 障害のある子どもたちの発達に応じた絵本やペープサート等で、読書（本）に興味を持ち楽しめるようにしていきます。

(2) 学校における子どもの読書活動の推進

① 読書活動の充実

【現状】

- 朝読書や読み聞かせが全校で実施され、学校図書館を活用した授業に取り組む学校が増えています。また、司書教諭等を中心に積極的な読書活動を行う学校があります。
- 島田市では、平成 20 年度に「島田市子ども読書 100 選」を選定し、平成 25 年度に改訂をしています。学校では、子どもがそれらの本に親しめるよう、100 選を学校図書館に整備・紹介しています。教育

委員会でもホームページに掲載して 100 選の本の広報を行っています。

- 週末等に家庭において本を読んで感想を話し合ったり、本を薦め合ったりして、家族のコミュニケーションを深める「家庭読書」や「家族読書」等を推進する学校があります。
- 島田市内には、障害種に応じた特別支援学級があります。子どものニーズに応じた学級文庫の整備や、読み聞かせはもちろん、紙芝居や指人形、パネルシアターなど職員やボランティアグループ等による工夫を凝らした読書活動が行われています。

【課題】

- 学年が上がるにつれて読書時間が減少していく傾向があるため、読書習慣が継続される手立てを講じる必要があります。友達や周りの大人が読んだ本を紹介する等、本との出会いを工夫する必要があります。
- 学校図書館の「学習センター」「情報センター」としての機能(※8)をより充実させ、授業等で活用することが求められています。
- 「島田市子ども読書 100 選」については、平成 30 年度改訂を目指して、検討が必要です。
- 家庭での読書習慣の確立に向けて、「読書をしない子」への配慮を含めた子どもの実態に応じた手立てを考える必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒に応じた図書資料を充実させていくことが課題です。教室内に図書資料が十分配置されていなかったり、配置されている学級でも、子どもの興味・関心に沿った新しい本との入れ替えが進んでいない状況にあります。
- 障害の種類や特性に応じた図書資料の整備が望まれますが、大型絵本や大活字本、点字本や朗読テープなどは市立図書館に頼っていることが課題です。

施 策

■ 学校図書館に係る年間指導計画等の作成・活用

- 各教科や特別活動、総合的な学習の時間など全教育活動を通して学校図書館の活用が図られるよう、各学校で学校図書館に係る年間指導計画等を作成し、教育課程に位置づけます。

■ 読書活動及び学校図書館を活用した学習活動の充実

- 学校図書館の「読書センター」としての機能や、「学習センター」「情報センター」としての機能の充実と活用を図ります。新学習指導要領にも配慮した、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けて、子どもの主体的・意欲的な学習活動の充実や情報活用能力等の育成のため、調べ学習や言語活動の充実、図書館利用方法の

学習を推進します。

■ 本に親しむ機会の提供

- 朝読書や読み聞かせが、全ての学校で実施されているので、今後も継続するとともに、よりよい選書や活動内容の充実を図ります。
- 子どもの読書の実態を十分に踏まえた読書活動を推進します。例えば、図書委員会が中心となって、新刊やお気に入りの本を紹介したり、読書活動を盛り上げるために取り組んだりする活動を継続・推進します。

■ 島田市子ども読書 100 選の推奨

- 子どもが良書に出会い、読書の楽しみを味わえるよう「島田市子ども読書 100 選」を推奨します。「島田市子ども読書 100 選」については、平成 30 年度改訂を目指して検討していきます。

■ 家庭での読書の推奨

- 読書習慣の定着や読書を通して家族のコミュニケーションを深めるため、「家族読書」を推奨するなど、家庭での読書活動を推進します。
- 保護者会、入学説明会、家庭教育学級や学校だより等で、読書の意義や必要性、読書の楽しさを保護者に啓発します。

■ 障害のある子どもの読書活動の推進

- 特別支援学級では、発達の段階や障害の状況、多様なニーズに応じた学級文庫を充実させます。
- 障害のある子どもが利用しやすいように、配架や書架の高さや表示等の環境を整えたり、貸出・返却方法を簡素化したりします。

② 学校図書館活動を推進・支援する人的な体制の充実

【現状】

- 平成 28 年度においては、市内小中学校 12 学級以上の 13 校に発令司書教諭(※9)が配置されています。また、発令司書教諭がない 11 学級以下の学校にも、教員のうち学校図書館担当者を置き、校内における読書活動を推進するため、中心となって計画的な活動を展開しています。
- 平成 26 年度から学校司書を市内 10 名、1 人 2 校もしくは 3 校兼務で全校に配置しています。司書教諭・学校図書館担当者と学校司書が連携し、各校の学校図書館の環境整備や授業への活用が進んでいます。
- 読み聞かせボランティアが登録されている学校の割合は、平成 28 年 4 月現在、小学校では 100% (18 校中 18 校)、中学校では 43% (7 校中 3 校) です。環境整備ボランティア(※10)の登録率は、小学校では 72% (18 校中 13 校)、中学校では 43% (7 校中 3 校) です。

ボランティアの活動のおかげで、本が好きになるきっかけができた
り、調べ学習だけでなく、心休まる場としての環境が整えられたり
しています。

- 司書教諭と学校図書館担当者の資質向上を目的として、市教育委員会主催の研修会を行っています。この研修会には、学校司書や市立図書館職員も参加をしています。また、県総合教育センター主催の学校図書館に関わる研修会にも積極的に参加するよう呼びかけています。

【課題】

- 司書教諭の授業時数の軽減をしている小学校は増えてきていますが中学校では難しい状況です。司書教諭は、図書館業務以外にも様々な業務を抱えているため、読書活動の推進が難しい場合もあります。
- 学校司書の半数が、1人につき3校兼務している状況です。すべての学校図書館に常時学校司書が配置できていない環境にあります。

施 策

■ 学校体制づくりや司書教諭・学校司書の配置・促進

- 校内では、校長のリーダーシップの下、司書教諭・学校図書館担当者が中心となり、図書館活動のための協力的な体制づくりを一層推進していきます。また、司書教諭がコーディネーター的な役割をし、教員一人一人が学校図書館を活用した授業を行えるよう促します。
- 12学級以上の学校だけでなく、11学級以下の学校にも司書教諭資格者を配置できるよう努めるとともに、学校内における司書教諭の職務に対する理解を促します。また、授業時数の軽減に努めます。
- 学校司書の数校兼務が解消されるように計画的に配置します。

■ 学校図書館に係る研修の実施

- 図書館教育や読書指導の一層の充実を図るために、司書教諭・学校図書館担当者や学校司書を対象とした研修会を今後も開催し、資質の向上を図ります。

■ 学校司書・図書ボランティアとの連携

- 学校司書は、学校図書館の諸事務に当たるとともに、レファレンスサービスや教材等の準備への協力など、授業者と連携します。
- 学校の読書活動の充実と学校図書館の活性化のために、各学校の実情に応じて、静岡県子ども読書アドバイザーを活用し、ボランティア等を導入したり、ボランティアとの協力体制を整えたりしていきます。

③ 学校図書館環境の充実

【現状】

- 図書標準（※11）を達成している学校は、平成28年4月1日において小学校78%（18校中14校）、中学校57%（7校中4校）です。図書標準に達していない学校においても、古い蔵書の適正な廃棄を進め、学習に活用できる新しい図書や魅力的な図書を購入する等、計画的な蔵書の整備に努めています。
- 各校の学校図書館は、教職員、学校司書、ボランティアと市立図書館との協力体制の下、館内環境のリニューアルをする等、魅力的な掲示物や配架の工夫をし、温かな雰囲気となっています。
- 各学校では、パソコンが導入されたことで管理ソフトによる図書資料のデータベース化が図られ、司書教諭や学校図書館担当が中心となった図書資料の管理や図書室における貸出等が行われています。

【課題】

- 図書標準に達していても古い蔵書が目立つ学校があります。蔵書充実に向けて、蔵書の質と量を整えていく必要があります。
- 各学校とも蔵書や資料等が十分でないため、それを補う学校間協力貸出や市立図書館の団体貸出の利用等、現在の資源を有効活用していくことも重要です。
- 学校図書用パソコンの管理ソフトが市内で統一されていない状況です。

施 策

■ 魅力的な図書資料等の計画的な整備・充実

- 子どもの知的活動を促進し、様々な興味・関心に応えるため、また各教科等における多様な学習活動を展開するために、学校図書館に新聞を配置するとともに、必要な幅広い分野の資料を計画的に整備します。
- 情報が古くなった図書資料の廃棄・更新を進めながら、計画的な図書購入によりすべての学校で図書標準100%を達成します。

■ 学校図書館・校内の環境整備

- 学校図書館が子どもにとって行ってみたいくなる場となるように、季節感あふれる掲示やくつろいだ雰囲気を読書ができる環境整備に努めます。また、校内に学校図書館に誘うための掲示や仕掛け作りをします。
- 子どもにとって魅力ある図書資料や学習に活用できる十分な資料が見つけやすく、手に取りやすい状態で配架されていることも大切です。書架や資料自体の配置について、工夫・改善します。
- 図書用管理ソフトを市内で統一します。データベース化した学校図

書館の管理・運営（※12）を継続し、活用状況を把握し、指導の振り返りや蔵書点検等に有効活用していきます。

■ 学校間、市立図書館との連携

- 子どもたちへの図書資料提供が充実するために、市立図書館の団体貸出や学校間協力貸出を活用します。また、団体貸出搬送業務についても検討していきます。
- 学校間の資料検索については、学校図書館間LANシステムの構築に合わせて検討します。

4 市立図書館における子どもの読書活動の推進

子どもたちの日常生活に必要な情報や知識を無償で提供し、文化的でうらおいのある生活を支える場として、市立図書館の果たす役割は非常に重要です。

市立図書館3館（島田・金谷・川根）は、それぞれの館の特性を活かし、相互に補完し合いながら、子どもたちのニーズにあったサービスの企画・運営、職員研修に日々取り組んでいます。

また、子どもだけでなく、子どもを取り巻く周りの大人たちにとっても、利用し易く満足度の高い図書館であり続けられるよう、各世代が求めている資料や事業の傾向を把握し、よりよい環境づくりや蔵書の構築に努めます。

（1）市立図書館の整備と機能の充実

【現状】

- 市立図書館では、「おはなし会」（※13）や「おはなしマラソン」（※14）の開催など、乳幼児や保護者を対象とした読書活動や啓発活動を展開しています。また、市立図書館職員が幼稚園・保育園へ出向き、おはなし会を開く「おはなし宅配便」を実施しています。
- 夏休みには小学生を対象に、「夏休み小学生一日体験図書館員」や「本のむしカード」、「映画会」等、様々な企画を実施して図書館への関心を高め、利用の増加を図る試みがなされています。
- 中学生や高校生が興味をもつ図書資料を集めた「ヤングアダルトコーナー」を設置しています。
- 館内に特集コーナーを設置し、季節や行事にあった児童書を展示・提供しています。
- 「静岡県横断検索システム」への参加により、県内の公立図書館や県立中央図書館の蔵書の利用が簡便になりました。

【課題】

- 市立図書館職員のうち司書資格を持った職員は、平成 28 年 3 月末時点で 15 人(33.3%)となっています。
- 市立図書館を一度も利用したことがない子どもが、図書館に足を運びたくなるような企画を考える必要があります。
- 小学生に比べ、中学生、高校生になると図書館の利用が減少します。そのため、この年代の利用を促す取組の工夫が必要です。
- レファレンス(※15)の普及、定着を目指し、図書館員としての経験を積むとともに、専門的な研修を受けるなど、職員の資質向上を図る必要があります。

施 策

■ 図書館施設の整備

- 子どもにとって魅力あふれる図書館を目指し、自発的な読書活動への意欲を高めるため、読んだ本や時期が記録として残せる「読書通帳機」の全ての館への普及をはじめとするさまざまなサービスの導入に努めます。
- バリアフリー対応により車いすやベビーカーの使用も可能とすることで、身体の不自由な方や乳幼児を連れた方が利用しやすい環境を作ります。
- おはなしの部屋を、より多くの親子が参加しやすくなるよう環境整備します。

■ 図書資料等の充実

- 子どもの読書意欲を高めることや、調べ学習に取り組む子どもの期待に応えることができるよう資料を充実させます。
- 特集コーナーの設置や企画展示の実施など、図書資料を利用したくなる工夫を講じます。
- 小学校高学年から中学、高校生向けの本を集めたヤングアダルトコーナーの資料を充実させます。

■ おはなし会等の実施

- ボランティアの協力を得ながら、読書週間における「おはなしマラソン」や毎月の定期的な「おはなし会」等をさらに充実させます。
- 現在行っている「おはなし宅配便」をさらに拡充し、子どもが本に親しむきっかけをより多く提供できるよう努めます。

■ 読書ガイドブック(ブックリスト)の作成および広報

- 子どもたちに魅力的な読書情報を伝えるため、7ヶ月児健康相談時に「ブックスタート用おすすめ絵本リスト」、3歳児健診時に「キッズブック用おすすめ絵本リスト」、定期的な広報紙として年4回発行の「おすすめえほん」「こどもとしょかんだより」を作成し、随時更

新していきます。リスト等のデータは電子化し、図書館HPに掲載するなど、更なる情報発信に努めていきます。

■ 職員の資質向上

- 子どもの読書活動を支援できる専門的な知識やスキルをもった職員を養成します。各種研修会や講習会への参加を促し、子どもの調べ学習やレファレンスに適切に対応できるようにします。
- 読み聞かせに関する各種講座や、学校の家庭教育学級等で、講師が務められるよう日々の業務を通して職員の資質を向上させます。

■ ボランティアの養成と活用

- 環境整備ボランティアを養成するための講座を継続的に開催し、研修内容の充実と参加者の拡大を図ります。

■ 障害のある子どもや外国籍の子どもの読書活動支援

- 静岡福祉大学などと連携し、子どもや障害者が利用できる資料の展示や収集に努めます。
- 在住外国人の子どもが気軽に図書館を活用できるよう、外国語による児童書を充実させます。
- 特別支援学校に通う子どもを対象とした図書館見学や職業訓練を積極的に受け入れ、図書館の利用方法や読書の楽しさを学んでもらえる機会を充実させます。

■ 他の公立図書館等との情報交換

- 職員の資質向上を図るため、県立中央図書館や他市町の公立図書館、学校図書館との情報交換に努めます。
- 職員の資質向上のため、静岡県図書館協会や静岡県市立図書館協議会などの関係団体が主催する各種研修会に積極的に派遣します。

(2) 学校図書館や幼稚園・保育園、公民館等との連携

【現状】

- 六合公民館・初倉地域総合センターに加え、平成28年度に大津農村環境改善センター・北部ふれあいセンターに図書館システムを導入したことにより、市立図書館資料の貸出・返却業務が可能となり、該当地区の子どもたちへのサービスが向上しました。
- 書籍等の運搬車（メールカー）の運用により、3図書館とシステム導入4施設間の図書資料の受け渡しが迅速になりました。
- 上記の4施設および初倉西部ふれあいセンターへ、市立図書館職員を定期的に派遣し、図書資料の整備に当たっています。
- 市立図書館は、市民だけでなく児童センター・幼稚園・保育園等の施設へ再利用可能な除籍本を配付し、これらの施設における児童書の活用を支援しています。
- 市立図書館では、平成23年度から市内の小・中学校へ職員を派遣し、

学校図書館の整備や授業への協力など、学校支援を実施しています。

- 学校での調べ学習が盛んになり、必要な図書資料を求めて市立図書館を利用する子どもが増えています。

【課題】

- 市内の子どもたちが同じ内容の学習をしているため、同時期に同一タイトルの資料提供を求められることが多く、対応に苦慮しています。
- 学校司書から市立図書館職員に対し、学校図書館整備についての助言を求められることが多いため、十分な支援体制を整えていく必要があります。
- 市立図書館と幼稚園や保育園、児童センター、子育て支援センター等との連携を強化し、子どもの読書活動を早い段階から支援する体制づくりに努める必要があります。
- インターネット予約者の増加により、市立図書館間の搬送資料数は今後も増加が見込まれるため、より効率的で迅速な搬送方法の検討が必要です。

施 策

■ 施設見学、勤労体験の受け入れ

- 図書館見学の受け入れを積極的に行い、図書館のしくみや利用方法、本の探し方などについて解説します。また、見学者に図書館カードを発行することで、図書館利用の促進に努めます。
- 中学生、高校生、大学生の勤労体験や小学生の一日体験図書館員の希望者を受け入れ、図書館業務について理解を深めてもらうと同時に、図書館の利用促進に努めます。

■ 関係機関との連携

- 市立図書館の団体貸出サービスやレファレンスサービスを有効に活用できるよう、公民館、園、学校など関係機関との連携を強化します。
- 市立図書館の団体貸出だけでなく、国際子ども図書館や県立中央図書館が調べ学習等のために用意しているセット貸出制度の積極的な活用を学校等へ働きかけます。
- ブックスタート事業(※16)、キッズブック事業(※17)以外にも、他課の事業とタイアップした新たな事業を実施し、子どもたちとその保護者に読み聞かせの大切さを伝える機会を作ります。
- 産業支援機関と連携した子育て中の保護者の就業支援や、家庭読書の時間を捻出するためのヒントとなるコーナーを作ります。

■ 合同研修会の開催

- 学校図書館、幼稚園、保育園、児童センター、子育て支援センター

の職員と市立図書館職員の合同研修会を開催し、情報交換やスキルアップに努めます。

■ 「読書週間」「子ども読書の日」を通じた啓発・広報

- この期間には、幼稚園・保育園や学校、市立図書館をはじめとする公共機関、ボランティアグループ等がそれぞれ工夫を凝らした啓発や広報に取り組んでおり、今後も引き続きこれらの活動を支援していきます。

＜ 取組成果 ＞

取組項目	実績数値 (H27年度)	実績数値 (H22年度)
本を読むことが好きだと答えた児童・生徒の割合	小 78.0 % 中 68.0 %	—
1週間に一度は、家庭で本に親しむ子どもの割合	小 84.0 % 中 80.0 %	—
市立図書館の児童図書蔵書冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	11.7冊	8.1冊
市立図書館の児童図書年間貸出冊数 (12歳以下の子ども1人あたり)	20.2冊	10.3冊
市立図書館の図書館カードを持っている 児童、生徒の割合	小 83.6 % 中 90.8 %	小 80.5 % 中 86.7 %
1ヶ月の読書冊数 (注1)	小 11.9冊 中 3.4冊	小 13.0冊 中 2.6冊
学校司書等を配置している学校数の割合(注2)	小 100.0 % 中 100.0 % 高 100.0 %	小 0.0 % 中 0.0 % 高 95.0 %

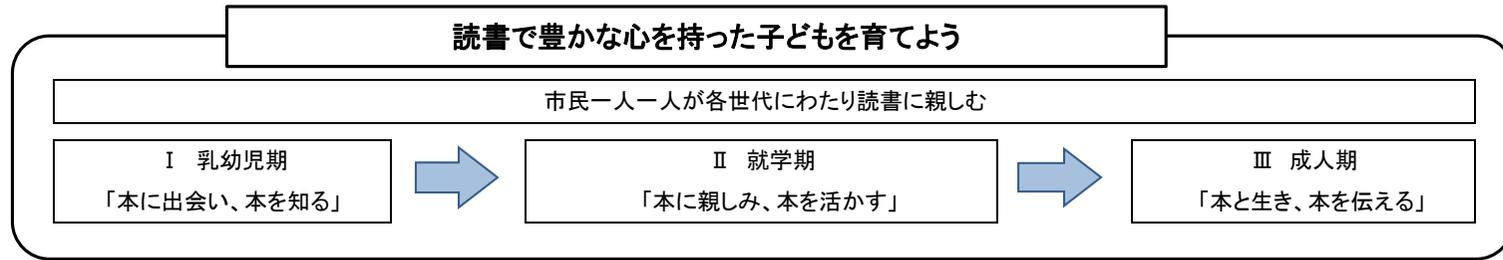
(注1) 1ヶ月の読書冊数を記載していますが、数値結果にとらわれるものではなく、島田市では、自ら本に手を伸ばそうとする子どもたちを育てることが大切だと考えます。

(注2) 平成26年度から、学校司書が市内に10人配置されました。
内5人2校兼務・5人3校兼務です。

(資料：図書館課、市学校教育課)

島田市子ども読書活動推進計画の体系

基本方針



施策の方向

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳以上	
胎児期	乳幼児期							就学期												成人期	
場所	乳幼児期							学童期					ヤングアダルト期					成人期			
家庭への取組	<input type="checkbox"/> 親子の絆プログラム <input type="checkbox"/> 3さいっこがんばりノート <input type="checkbox"/> 子育て広場							<input type="checkbox"/> 家庭教育学級 <input type="checkbox"/> 親学ノート 静岡県子ども読書アドバイザーの活用 啓発資料の配布 おはなし会参加の呼びかけ													読み聞かせボランティア講座の開催
地域での取組	<input type="checkbox"/> 地域子育て支援センターでの啓発 <input type="checkbox"/> 育児サポーターによる啓発、読み聞かせの実施							<input type="checkbox"/> 児童館での啓発、読み聞かせの実施 <input type="checkbox"/> 読み聞かせボランティアの受け入れ 静岡県子ども読書アドバイザーの活用 読み聞かせボランティアを活用したおはなし会の実施													
園・学校での取組	【園での取組】 ・発達段階に応じた図書資料の充実 ・日常の保育における多様な読書方法の実施							【小中学校での取組】 ・読書週間、読書月間の実施・図書委員による読書イベント・読み聞かせや朝読書などの実施・学校図書館を活用した授業・家庭読書・市立図書館との連携等 島田市子ども読書100選の推奨													
図書館での取組	<input type="checkbox"/> ブックスタート <input type="checkbox"/> キッズブック <input type="checkbox"/> おはなし宅配便							<input type="checkbox"/> 勤労体験の受入 <input type="checkbox"/> YAコーナーの設置 図書館おはなし会 ほんのむしカード <input type="checkbox"/> めいぐるみのおとまり会 <input type="checkbox"/> 小学校内に市立図書館紹介コーナー設置 <input type="checkbox"/> わくわく！理科教室 読書通帳													

<用語集>

- ※1 「学校司書」とは、「専ら学校図書館に従事している」とし、島田市では「学校図書館支援員」と称しています。
- ※2 「読み聞かせボランティア」とは、市内の各施設で活動している読み聞かせボランティア登録グループのことです。開催場所と名称は、金谷図書館「さくらんぼ」、大津農村環境改善センター「えのころ」、北部ふれあいセンター「オレンジバスケット」、六合公民館「おはなしのへや ねこバス」、初倉公民館「おはなしエプロン」、初倉西部ふれあいセンター「しろやま読み聞かせクラブ」、川根図書館「たまごマザー」です。
なお、読書活動優秀実践団体 教育長表彰（読書県しずおかづくり）「えのころ」（平成19年度）、読書活動優秀実践団体教育長表彰（子どもを育む地域団体）「おはなしのへや ねこバス」（平成20年度）、「おはなしエプロン」（平成22年度）、「さくらんぼ」（平成24年度）、優良読書グループ表彰 静岡県読書推進運動協議会長賞「しろやま読み聞かせくらぶ」（平成27年度）、子どもの読書活動優秀実践団体 文部科学大臣表彰「さくらんぼ」（平成28年度）等の受賞実績があります。
- ※3 「ペープサート」とは、紙人形劇のこと。厚紙に割り箸状の棒を貼り付け、厚紙の裏表に物語の登場人物を描き、物語の進行に合わせて棒を操る日本で生まれた人形劇の一種である。
- ※4 「エプロンシアター」とは、エプロンを舞台に見立て、ポケットから人形等を取り出したり、エプロンにつけたりしながら、物語を展開させていく人形劇のこと。
- ※5 「家庭教育学級」とは、小学校1年生の保護者（小学校の実情に合わせる）を学級生として開設されています。家庭でのしつけを中心に親子の関わり方や子どもの健全な育成について学びあいの場として開設しています。
- ※6 「こども発達支援センター」とは、子どもの健全な成長を支援するための相談と成長が気になる子どもの療育支援を行う施設です。通称『ふわり』と呼ばれています。
- ※7 「島田市子ども読書100選」とは、平成19年策定の「島田市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが本に出会い、本に親しみ、本を活かすことができるように、幼児・小学校低学年・小学校中学年・小学校高学年・中学校の4つの発達段階に応じたおすすめの本各20冊、計100冊を選定しました。その後、見直しをしたり、防災に関する本を別に設けたりして、平成26年3月には、改訂版を作成しました。
- ※8 「学習センター」「情報センター」として機能とは、学校図書館が調べ学習に供される図書資料に限らず、ビデオ教材やパソコンやコピー機等も整備され利用に供される状態になっていることが理想であることから学校図書館の機能の一つと言われています。
- ※9 「発令司書教諭」とは、大学において講習を受けて単位を取得した教諭で、免許取得者の中から市の教育委員会から司書教諭を発令されている教員を指します。12学級以上の学校に配置しています。他の教員と同じように学級や授業をもちながら学校図書館の運営や読書活動の推進に当たっています。
- ※10 「環境整備ボランティア」とは、図書の修理や整理、掲示物の作成、新刊のバーコード入力等、学校図書館の環境整備を主とした活動を行うボランティアです。
- ※11 「図書標準」とは、公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書資料の整備を図る

際の目標として文部科学省が設定したものです。例えば 12 学級の小学校では 7,960 冊、中学校では 10,720 冊と具体的な数値が示されています。また、図書標準の達成に向けて、国は地方公共団体に対して財政的な支援を行っています。

- ※12 「データベース化した学校図書館の管理・運営」とは、管理運営ソフトを用い、バーコード入力による図書管理をはじめ、図書資料の貸出・返却、図書一覧の作成、検索など、パソコンを活用した図書館経営をいいます。
- ※13 「おはなし会」とは、島田市立図書館 3 館で実施される図書館職員や読み聞かせボランティアグループによる読み聞かせ活動です。島田図書館では館内「おはなしのへや」で、金谷図書館では館内「おはなしコーナー」で、川根図書館では館内「おはなしのへや」で、主に週末に実施しています。
- ※14 「おはなしマラソン」とは、読書週間に合わせ、島田市立図書館 3 館で実施される図書館職員や読み聞かせボランティアによる読書活動です。幾つもの読み聞かせや手遊び等が連続して行われます。
- ※15 「レファレンス」とは、何らかの資料や情報を求めている人に対し、それを提供または提示することです。調査相談ともいいます。
- ※16 「ブックスタート事業」とは、島田市保健福祉センター「はなみずき」で実施される 7 か月児健康相談の機会に、絵本のプレゼントとともに、乳幼児期からの家庭での読み聞かせの大切さについて保護者の理解と関心を高める活動を、図書館職員が出向いて実施する啓発活動です。
- ※17 「キッズブック事業」とは、島田市保健福祉センター「はなみずき」で実施される 3 歳児健診の日に、図書館職員が出向き、読み聞かせの方法や効果、本の選び方を説明し、絵本の読み聞かせや手遊びを行う事業です。

< 参考資料 >

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13・12・12 公布)

(目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第 9 条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進

- 計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

- 第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

島田市子ども読書活動推進委員会

(任期 平成27年6月1日～平成29年5月31日)			敬称略
区分番号	区 分	役 職 等	氏 名
1	学識経験者	静岡産業大学客員教授	鈴木 善彦
2	市内小学校及び中学校PTA代表者	島田市小中学校PTA連絡協議会 副会長	大矢 京子
3	静岡県子ども読書アドバイザー その他子どもの読書活動推進に係る 活動を行う者	静岡県子ども読書アドバイザー	野中恵美子
4	市内幼稚園及び保育園代表者	島田中央幼稚園 副園長	入屋ふじ子
		月坂保育園 園長	奥川むつみ
5	市内小学校、中学校及び 高等学校司書教諭	五和小学校 司書教諭	森下 純子
		金谷中学校 司書教諭	大橋 啓子
		島田高等学校 司書教諭	高島 美玲
6	市内小学校及び中学校代表校長	伊久美小学校 校長	郷 裕利子
7	子ども読書活動推進計画担当課長	社会教育課長	南條 隆彦
		学校教育課長	池谷 英人
		子育て応援課長	菊池 智博
		保育支援課長	杉山 悦子
		図書館課長	杉山 郁夫

島田市子ども読書活動推進計画 — 第三次計画 —

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 島田市教育委員会

〒427-0022 静岡県島田市本通三丁目 3 番の 3

島田市教育委員会 図書館課

e-mail shimada-tosyo@city.shimada.lg.jp

TEL 0547-36-7226 FAX 0547-37-3469